

《白河市委託・物価高騰対策生活支援事業》 しらかわ生活応援商品券事業 参加店取扱要領

1 今回の「商品券」のデザイン・注意事項について

(1) 商品券デザインについて

次のデザインの商品券(表面)が利用されますので、社内共有をお願いします。



(2) 注意事項について

- 市民には、蛇腹折(山折り・谷折り)となった9枚綴りを1セットとして配布されます。1セットは、表紙と1,000円商品券8枚の合計9枚綴りです。
- そのため、表紙である次のデザインは、お客様が誤って利用を求めても、商品券として絶対取扱いしないようご注意ください。誤って取り扱った場合、換金できません。



2 利用期間・取扱方法について

(1) 利用期間について

利用の有効期限は、令和 8 年 7 月 31 日(金)までです。
期限後は取扱いしないようお願いします。

(2) 取扱方法について

- 商品券は 1 枚 1,000 円として現金同様に取扱いてください。
(商品券の破損・偽造・模造を必ず確認してください)
- 釣銭は出さないてください。
(釣銭要求があった場合は丁寧にお断りしてください)
- 額面未満での利用の場合、差額は返金しないでください。
- 額面以上の利用の場合、差額を現金・他決済で受領してください。
- 商品券と現金の交換は禁止です。
- 独自に使用対象外とする商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。
- 商品券受領後は、換金申請まで責任をもって保管をお願いします。
- 商品券を利用できない商品は次のとおり(①～⑨)としますので、取扱いしないでください。

- | | |
|--|--------------------------------|
| ① 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料などの不動産に係る支払い及び金融商品 | ⑤ 国税、地方税、その他官公庁に支払う公租公課 |
| ② たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ | ⑥ 電気、ガス、水道などの公共料金 |
| ③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード及び切手など換金性の高いもの | ⑦ 特定の宗教、政治団体に関わるもの及び公序良俗に反するもの |
| ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 | ⑧ 商品券の交換又は売買 |
| | ⑨ その他、加盟店が使用できないと指定した物品等 |

3 換金方法等について

(1) 換金方法・換金日等について

換金日(振込日)の 5 営業日前までに指定した換金窓口先に「換金申請書と使用済商品券」を持参し申請してください。換金日に指定口座に振込・入金します。

換金申請期限・換金日の詳細は、「換金申請書」をご確認ください。

(2) 遵守事項(申請受付時間等)について

- ※ 換金申請の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 4 時までです。
- ※ 使用済商品券の裏面に店舗名の記入と押印(社判等可)して持参してください。
(記名押印が無いものは換金不可)
- ※ 計数の都合上、券をステイプラー(ホッチキス)で止めない、そして折り曲げないてください。